

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

2022 年 8 月 1 日

H a m e e 株式会社

N E 株式会社

2022年8月1日

吸収分割に関する事後開示書類

分割会社 神奈川県小田原市栄町二丁目10番12号
SquareO2
Hamee 株式会社
代表取締役 水島 育大

承継会社 神奈川県小田原市栄町二丁目10番12号
SquareO2
NE 株式会社
代表取締役 比護 則良

Hamee 株式会社(以下「Hamee」といいます)と NE 株式会社(以下「NE」といいます)は、2022年6月13日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022年8月1日を効力発生日として、Hamee が、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、Hamee の完全子会社である NE に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、Hamee においては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割、NE においては同法第796条第1項に基づく略式吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2022年8月1日

2. Hamee における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について

Hamee は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

Hamee は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2022 年 6 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. NE における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について

本吸収分割においては、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当し、かつ同法第 795 条第 2 項各号に掲げる場合及び同法第 796 条第 1 項但し書き又は第 3 項に規定する場合に該当しないため、本手続について該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について

本吸収分割においては、分割会社である Hamee は承継会社である NE の株主であり、会社法第 796 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社かつ唯一の株主であるため、本手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について

NE は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 6 月 29 日付で官報公告及び電子公告を行いました。会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により NE が Hamee から承継した重要な権利義務に関する事項

NE は、効力発生日である 2022 年 8 月 1 日をもって、Hamee から 2022 年 6 月 13 日付で締結した吸収分割契約書に記載の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。Hamee から引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額(概算) 1,532 百万円

承継負債額(概算) 220 百万円

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2022 年 8 月 10 日 (予定)

6. その他重要な事項
該当事項はありません。

以上